

改 正 案	現 行
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 指定文化財等の保護に関する措置</p> <p>1 平素からの備え</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合等の手続等の周知</p> <p>ア. 武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告については、当該重要文化財等の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときに、原則として<u>都道府県の教育委員会（当該重要文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）</u>を経由して所有者等を行うこととなること。</p> <p>イ. 重要文化財等の所有者等が文化庁長官に対し支援を求める場合には、原則として、必要な書面等（当該重要文化財等の名称、現在の所在の場所、所有者等の氏名等及び支援を必要とする理由等を記載した書面並びに現状の写真又は図面等）をもって行うとともに、<u>都道府県の教育委員会（当該重要文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）</u>を経由して文化庁長官に提出することとなること。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 人に病原性を有する生物剤及び毒素</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 指定文化財等の保護に関する措置</p> <p>1 平素からの備え</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合等の手続等の周知</p> <p>ア. 武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告については、当該重要文化財等の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときに、原則として<u>都道府県の教育委員会</u>を経由して所有者等を行うこととなること。</p> <p>イ. 重要文化財等の所有者等が文化庁長官に対し支援を求める場合には、原則として、必要な書面等（当該重要文化財等の名称、現在の所在の場所、所有者等の氏名等及び支援を必要とする理由等を記載した書面並びに現状の写真又は図面等）をもって行うとともに、<u>都道府県の教育委員会</u>を経由して文化庁長官に提出することとなること。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 人に病原性を有する生物剤及び毒素</p>

(1) ウイルス

アルファウイルス属(チクングニヤウイルス, 西部ウマ脳炎ウイルス, 東部ウマ脳炎ウイルス, ベネズエラウマ脳炎ウイルス), アレナウイルス属(ガナリトウイルス, サビアウイルス, チャパレウイルス, フニンウイルス, マチュポウイルス, ラッサウイルス), リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス, インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2, H5N1, H7N7若しくはH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。), エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス, ザイールウイルス, スーダンエボラウイルス, ブンディブギョエボラウイルス, レストンエボラウイルス), エンテロウイルス属ポリオウイルス, オルソポックスウイルス属(サル痘ウイルス, 痘そうウイルス), コロナウイルス属SARSコロナウイルス, シンプレックスウイルス属Bウイルス, ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス, ハンタウイルス属(アンデスウイルス, シンノンブレウイルス, ソウルウイルス, ドブラバーベルグレドウイルス, ニューヨークウイルス, バヨウウイルス, ハンタンウイルス, プーマラウイルス, ブラッククリークカナルウイルス, ラグナネグラウイルス), フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス, デングウイルス, 黄熱ウイルス, オムスク出血熱ウイルス, キャサヌル森林病ウイルス, 日本脳炎ウイルス, ダニ媒介脳炎ウイルス), フレボウイルス属(SFTSウイルス, リフトバレー熱ウイルス), ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス, ヘニパウイルス属(ニパウイルス, ヘンドラウイルス), A型肝炎ウイルス, E型肝炎ウイルス, マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス, リッサウイルス属狂犬病ウイルス, リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。))

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス, 西部ウマ脳炎ウイルス, 東部ウマ脳炎ウイルス, ベネズエラウマ脳炎ウイルス, アレナウイルス属(ガナリトウイルス, サビアウイルス, フニンウイルス, マチュポウイルス, ラッサウイルス), リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス, インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2, H5N1若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。), エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス, ザイールウイルス, スーダンエボラウイルス, レストンエボラウイルス), エンテロウイルス属ポリオウイルス, サル痘ウイルス, 痘そうウイルス, コロナウイルス属SARSコロナウイルス, シンプレックスウイルス属Bウイルス, クリミア・コンゴ出血熱ウイルス, ハンタウイルス属(アンデスウイルス, シンノンブレウイルス, ソウルウイルス, ドブラバーベルグレドウイルス, ニューヨークウイルス, バヨウウイルス, ハンタンウイルス, プーマラウイルス, ブラッククリークカナルウイルス, ラグナネグラウイルス), フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス, デングウイルス), 黄熱ウイルス, オムスク出血熱ウイルス, キャサヌル森林病ウイルス, 日本脳炎ウイルス, ダニ媒介脳炎ウイルス, リフトバレー熱ウイルス, ヘニパウイルス属(ニパウイルス, ヘンドラウイルス), A型肝炎ウイルス, E型肝炎ウイルス, マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス, 狂犬病ウイルス, リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。))

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌(クラミジア,リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌(血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145及びO157),ペスト菌,オウム病クラミジア,ボツリヌス菌,オリエンチア属ツツガムシ,コクシエラ属バーネッティ,サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ),サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィA),赤痢菌,ジフテリア菌,炭疽菌,鼻疽菌,類鼻疽菌,バルトネラ属クインタナ,コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。),イヌ流産菌,ウシ流産菌,ブタ流産菌,マルタ熱菌,ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌),ボレリア属ブルグドルフェリ,ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌),結核菌,野兔病菌,発疹チフスリケッチア,日本紅斑熱リケッチア,ロッキー山紅斑熱リケッチア,レジオネラ属の細菌,レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシディオイデス属イミチス

(4) (略)

(5) 毒素

アフラトキシン,アブリン,ウェルシュ菌毒素,黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素,アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素),コノトキシン,コレラ毒素,志賀毒素(ベロ毒素),ジアセトキシスシルペノール毒素,テトロドトキシン,ビスカムアルバムレクチン,ボツリヌス毒素,ボルケンシン,ミクロシスチン,モデシン,HT-2トキシン,T-2トキシン

2 (略)

(2) 細菌(クラミジア,リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌,ペスト菌,オウム病クラミジア,ボツリヌス菌,オリエンチア属ツツガムシ,コクシエラ属バーネッティ,サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ),サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィ),赤痢菌,ジフテリア菌,炭疽菌,鼻疽菌,類鼻疽菌,バルトネラ属クインタナ,コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。),イヌ流産菌,ウシ流産菌,ブタ流産菌,マルタ熱菌,ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌),ボレリア属ブルグドルフェリ,ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌),結核菌,野兔病菌,発疹チフスリケッチア,日本紅斑熱リケッチア,ロッキー山紅斑熱リケッチア,レジオネラ属の細菌,レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシジディオイデス属イミチス

(4) (略)

(5) 毒素

アフラトキシン,アブリン,ウェルシュ菌毒素,黄色ブドウ球菌毒素,コノトキシン,コレラ毒素,志賀毒素(ベロ毒素),デアセトキシスシルペノール毒素,テトロドトキシン,ビスカムアルバムレクチン,ボツリヌス毒素,ボルケンシン,ミクロシスチン,モデシン,HT-2トキシン,T-2トキシン

2 (略)